

あわじ環境未来島特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.4 + 4.1) / 2 = 4.3$

B

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
1	エネルギー(電力)自給率	定性的評価
2	二酸化炭素排出量	定性的評価
3	再生可能エネルギー創出量	A
4	一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量	定性的評価
5	新規就農者数	A
6	耕作放棄地面積	代替指標
7	一戸当たり農業生産額	定性的評価
8	持続人口	定性的評価
9	定住人口	A
10	交流人口	定性的評価

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
6	再生利用が可能な荒廃農地面積	A

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評価)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	専門家評価
1	エネルギー(電力)自給率	B
2	二酸化炭素排出量	B
4	一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量	B
7	一戸当たり農業生産額	B
8	持続人口	B
10	交流人口	C

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 4 + 4 \times 5 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$

①... **4.3**

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「電力自給率」、「エネルギー消費率」、「農業産出額」、「定住人口」等について定性的な評価をしているが、代替指標での評価が更に可能なものがあると考えられ、検討されたい。
- ・「新規就農者数の増加」について、チャレンジファームによる人材養成や6次産業人材育成が民間に委託される形で実施されており、想定以上の成果を挙げている。
- ・近年、国の政策としても、耕作放棄地解消の取組に力を入れていることを鑑みれば、もっと意欲的な数値目標を掲げてよいのではないかと思われる。実際、既に平成24年度実績値は、28年度目標をも大きく上回っている。
- ・交流人口の増加について、地域拠点施設としての薬草の植物工場は魅力がある。ただし、これが単発の活性化施設となってしまっている可能性がある。薬草をキーワードに淡路島流ライフスタイルを構築し、クラインガルテンとの連携を図っていく必要があるのではないだろうか。交流から定住につながる道筋を戦略として描くべきではないか。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... 0.1

i) の評価 ①+②

4.4

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	エネルギー(電力)自給率	B
B(4点)	2	二酸化炭素排出量	B
C(3点)	3	再生可能エネルギー創出量	B
D(2点)	4	一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量	B
E(1点)	5	新規就農者数	A
	6	耕作放棄地面積	B
	7	一戸当たり農業生産額	B
	8	持続人口	B
	9	定住人口	B
	10	交流人口	B

(専門家所見(主なもの))

- ・それぞれの取組における数値的なもの(例えば、ハイブリッド船の船舶数見込み)に加え、二酸化炭素排出量削減見込みなど、数値的に裏付けのあるものは、できるだけ記載したほうがよいのではないか。
- ・高付加価値農産物や6次産業化については、既存農家への働きかけもあわせて取り組まれないか。
- ・「定住人口の増加」について、歴史的文化遺産の発掘とその位置づけを加えてはどうか。そのことが地域への愛着を高めることにつながると考える。
- ・「交流人口の増加」について、拠点施設のオープンやクラインガルテンの整備等、ハード整備で交流人口増加を期待するのは厳しい。修学旅行、研修、海外からの観光客の誘致策にもあわせて取り組まれないか。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$(5 \times 1 + 4 \times 9 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 10 = 4.1$

4.1

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii) の平均値 $(3.2+3.0)/2=3.1$

C

i)-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和

(概要)

・平成24年6月1日付けで工場立地法施行令を一部改正し、水力発電、地熱発電と同様に太陽光発電施設が工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外された。(建設用地に占める緑地や環境施設の確保に係る規制から除外された。)

●EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化

(概要)

・平成24年3月23日に電気事業法施行規則が改正され、電気供給約款においても同様の措置を講ずるため、電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置が同年3月28日付けで認可され、当該措置が同年4月1日から適用された。

(専門家所見(主なもの))

・太陽光発電施設の建設に伴う規制の緩和によって、さらなる建設への関心を呼んでいる。また、EVの充電器による複数の受給契約が可能であるとのことで、こうしたことを踏まえ今後のより大きな展開に結びつくことを期待したい。

3.8

i)-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・利用可能な制度をうまく組み合わせている。
・総合的に十分活用されている。財政措置については多くの実証研究事業が実施されている。

4.5

i)-① + i)-② の平均値(注)

$(3.8+4.5)/2=4.2$

4.2

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・地域独自のユニークな取組が多彩に展開されていると認められる。

4.5

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

・潮力発電・海上風力発電の技術的問題が指摘されたが、対応を講じている。
・不在地主対策・農地利用円滑化事業の問題についても、民間企業の関与が可能になる等の進展がある。

IV 総合評価(I~III)

$(4.3+4.4)/2+0.75=5.0$ (注:上限を5.0とする)

「I+IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・非常に多くの事業から構成される計画であり、大きな可能性をはらんでいる。ただし、全体を統一するコンセプトは十分なものはなっていないように思う。淡路島流ライフスタイルを確立できるかどうかが定住人口増大の鍵であり、交流人口の増加と定住人口の増加とをどのようにつないでいくか、その点をもう少し意識していければと考える。
・取組内容も適切で、かつ積極的なものと評価し得るが、幾つかの指標について、再検討の余地と、指標の背景となる実態についての、より深い分析が必要ではないか。
・全体としてすでに本格実施されているところに、特区事業が追い風となってさらなる発展を生むというような初年次の状況にある。したがって今後の発展にも期待がもてる。

このため、IとIIの平均値(4.35)に上記所見を加味(+0.75)し、総合評価をA(5.0)とする。

A

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。